

(お知らせ)

当所の管理区域からの物品搬出に関する調査結果について

平成 16 年 2 月 6 日
東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

先般、「柏崎原発反対地元三団体」より「管理区域からの物品搬出がずさんに行われているのではないか」とのご指摘があったことから事実関係の調査を行いました。その結果を下記のとおりお知らせいたします。

当所は、発電所管理区域内で使用した物品や放射性廃棄物の取扱いについては、法令に定めた測定を厳重に実施することとしており、搬出基準を法令が定める基準の 10 分の 1 (0.4 ベクレル/cm²) 未満に設定し、より厳しい運用を行っております。

当所ではこの搬出測定基準を満たしたうえで、

汚染された放射性廃棄物の中で減容可能な物は焼却等を行い、減容不能な物はそのままの形でドラム缶に詰めた後、構内の固体廃棄物貯蔵庫に保管
また、搬出測定により汚染が確認されなかった物であっても、ゴミ類は焼却後にドラム缶に詰め構内の固体廃棄物貯蔵庫に、同様に配管などの常設設備は発電所構内にコンテナ等に収納し保管
他方、搬出測定により汚染が確認されなかった物品のなかで工具類、足場材、ノートといった再使用する物、あるいは蛍光灯、電池などリサイクル可能と考えられる物は、管理区域外や発電所構外に搬出

しております。

ご指摘に対する事実関係を調査した結果は添付資料の通りです。一部の取扱いに不的確な事例が見受けられましたが、搬出測定において厳格性を欠くという事実ならば不正行為は確認されませんでした。

一部に不的確な取扱いがあった事例としては、指摘されたフィルタの木枠は汚染されていないことを確認した後、再使用・再生利用物品として発電所構外に搬出されましたが、当社の指導が不明確だったために、構外で焼却が行われていたケースがありました。

当所ではさらに、過去の管理区域搬出実績を確認したところ、搬出された保温材やパッキン等の一部が再使用・再生利用されずに構外で廃棄物として焼却あるいは埋設処理されていたこと、また、一部の鉄くずや保温材等が構内の最終処分場に埋設されていたことがわかりました。

当所が意図していた取扱いと異なることとなった原因は、これまで協力企業に対して物品の再使用や再生利用による放射性廃棄物の減量を強く要請する一方で、物品再使用、再生利用、廃棄物処理の区分けについての的確な取扱いを十分具体的に指示してこなかったことによるものと考えております。

ただし、いずれの物品の搬出に際しても、当所の搬出基準にしたがって厳重な測定を行い、汚染が検出されないことを確認しておりますので、汚染された放射性廃棄物が管理区域外に持ち出されたことはありません。

今後は、搬出可能な物品の基準、及び搬出後の取扱いを明確にし、協力企業が迷わないよう明確な指示を行うことといたします。

以 上

添付資料：管理区域からの搬出物品に関する調査結果